

○防衛省告示第百八十五号  
 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和三年八月十六日から施行する。ただし、第四十一号から第五十五号までに掲げる対象防衛関係施設に係る部分は、同年九月五日から施行する。

令和三年八月六日  
 陸上自衛隊真駒内駐屯地  
 防衛大臣 岸 信夫

備考 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設 の所在地	北海道札幌市南 区	真駒内十七番地
	対象防衛関係施設 の区域	北海道札幌市南 区	真駒内（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 の区域	北海道札幌市南 区 北海道札幌市豊 平区	真駒内（次の図面に示す部分に限る。）及び 中の島（次の図面に示す部分に限る。）の島一 条十三丁目及び十四丁目並びに平岸一条二十一 丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十三 丁目まで

二  
陸上自衛隊東千歳駐屯地

備考  
 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  
 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。  
 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

備考 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設 の所在地	茨城県土浦市	右柳二千四百十番地
	対象防衛関係施設 の区域	茨城県稲敷郡阿 見町	大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 の区域	茨城県土浦市 茨城県稲敷郡阿 見町 茨城県土浦市	右柳（次の図面に示す部分に限る。） うずら野二丁目及び三丁目、大字阿見並びに大字荒川本 郷（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 烏山四丁目及び五丁目、摩利山新田並びに右柳（いずれ も次の図面に示す部分に限る。）

三  
陸上自衛隊青森駐屯地

備考  
 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  
 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。  
 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四  
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

備考  
 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  
 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。  
 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五  
陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

備考  
 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  
 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。  
 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の所在地	栃木県宇都宮市	上横田町千三百六十番地
対象防衛関係施設 の区域	栃木県宇都宮市	江曾島町、上横田町及び台新田町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

二十四 航空自衛隊大湊分屯基地

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
秋田県男鹿市	秋田県男鹿市	青森県むつ市	青森県むつ市
男鹿中国有地内及び男鹿中滝川(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	男鹿中国有地内	大字大湊(次の図面に示す部分に限る。)	大字大湊字大近川四十四番地ノ内官有地
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>			
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び七に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び九に掲げる点と九に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び十一に掲げる点と十一に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び十二に掲げる点と十二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>			
<p>一 北緯四十一度十七分十六秒、東経百四十一度六分四十九秒の点</p> <p>二 北緯四十一度十六分五十五秒、東経百四十一度六分五十五秒の点</p> <p>三 北緯四十一度十六分五十六秒、東経百四十一度七分二十四秒の点</p> <p>四 北緯四十一度十六分三十三秒、東経百四十一度七分二十七秒の点</p> <p>五 北緯四十一度十六分二十九秒、東経百四十一度六分五十七秒の点</p> <p>六 北緯四十一度十六分五十秒、東経百四十一度六分四十九秒の点</p> <p>七 北緯四十一度十六分五十一秒、東経百四十一度六分二十二秒の点</p> <p>八 北緯四十一度十七分十二秒、東経百四十一度六分二十一秒の点</p> <p>九 北緯四十一度十五分二十二秒、東経百四十一度八分十秒の点</p> <p>十 北緯四十一度十五分三十八秒、東経百四十一度七分四十七秒の点</p> <p>十一 北緯四十一度十五分二十九秒、東経百四十一度七分三十秒の点</p> <p>十二 北緯四十一度十五分一秒、東経百四十一度七分二十二秒の点</p> <p>十三 北緯四十一度十四分五十五秒、東経百四十一度七分四十八秒の点</p>			

二十六 航空自衛隊大滝根山分屯基地

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
福島県双葉郡川内村	福島県双葉郡川内村	福島県双葉郡川内村	福島県双葉郡川内村
大字上川内(次の図面に示す部分に限る。)	滝根町神俣及び常葉町堀田(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	大字上川内字花の内六番地	大字上川内字花の内六番地
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>			
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び七に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び十一に掲げる点と十一に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び十二に掲げる点と十二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>			
<p>一 北緯三十九度五十五分六秒、東経百三十九度四十六分四十八秒の点</p> <p>二 北緯三十九度五十五分五秒、東経百三十九度四十七分八秒の点</p> <p>三 北緯三十九度五十四分五十秒、東経百三十九度四十七分十六秒の点</p> <p>四 北緯三十九度五十四分三十二秒、東経百三十九度四十六分五十七秒の点</p> <p>五 北緯三十九度五十四分三十三秒、東経百三十九度四十六分三十五秒の点</p> <p>六 北緯三十九度五十四分四十九秒、東経百三十九度四十六分二十九秒の点</p> <p>七 北緯三十九度五十四分四十一秒、東経百三十九度四十五分十三秒の点</p> <p>八 北緯三十九度五十四分三十一秒、東経百三十九度四十五分三十二秒の点</p> <p>九 北緯三十九度五十四分十三秒、東経百三十九度四十五分二十五秒の点</p> <p>十 北緯三十九度五十四分十三秒、東経百三十九度四十五分一秒の点</p> <p>十一 北緯三十九度五十四分三十一秒、東経百三十九度四十四分五十三秒の点</p> <p>十二 北緯三十九度五十四分三秒、東経百三十九度四十五分〇秒の点</p> <p>十三 北緯三十九度五十四分二秒、東経百三十九度四十五分二十秒の点</p> <p>十四 北緯三十九度五十三分三十七秒、東経百三十九度四十五分四十秒の点</p> <p>十五 北緯三十九度五十三分二十四秒、東経百三十九度四十五分三十二秒の点</p> <p>十六 北緯三十九度五十三分二十四秒、東経百三十九度四十五分十三秒の点</p> <p>十七 北緯三十九度五十三分五十秒、東経百三十九度四十四分五十二秒の点</p>			